

糸島市市民向け生成 AI チャットボットサービス構築業務にかかる公募型プロポーザル 質問回答書

令和 8 年 4 月 28 日

番号	該当箇所	質問	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> 実施要領 3 ページ 5 (3) 参加申込の提出書類 	<p>提出書類のうち、②誓約書（様式 2）、⑤誓約書（暴力団排除条例関係）（様式 5）、⑥使用印鑑届（様式 6）について、電子署名サービスを用いた電子署名による提出は可能でしょうか。</p>	<p>可とします。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> 機能要件 項目 No.49 	<p>本要件における「操作口」とは、「管理者（＝貴庁）がチャットボット（システム）を動かすための管理画面や接続口（インターフェース）を持てること」という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>機能要件 No49 を以下のとおり訂正します。</p> <p>旧：管理者が<u>操作口</u>を取得できること 新：管理者が<u>職員によるシステム上の操作ログ</u>を取得できること</p> <p>なお、操作ログの取得（提供）は、システム上でのエキスポート、受注者への依頼による個別対応など方法を問いません。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> 実施要領 1 ページ 2 (6) 支払い条件 	<p>(1) 「本業務完了確認後の一括払い」とは、令和 9 年 3 月 31 日（業務委託期間満了）以降に初期費用及び月額費用を一括でのお支払いとなる認識でしょうか。</p> <p>(2) (1)の場合、初期構築（初期費用）部分のみを前払いとし、伴走支援費用・プロダクト利用料などの月額発生分については、一括後払い、または毎月後払い対応、3 ヶ月と 4 ヶ月にわたる後払いなどの代替方法は可能でしょうか。</p>	<p>(1) お見込みのとおりです。</p> <p>(2) 令和 8 年度契約分は、代替不可となります。 令和 9 年度以降は受注者と協議の上決定します。</p>

番号	該当箇所	質問	回答
4	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領 1 ページ 2 (5) 本業務の見積 金額の限度額（令和8年 度分）	<p>弊社は、過去に本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、いずれも誠実に履行してまいりました実績があります。</p> <p>糸島市契約事務規則第24条第3号に弊社が該当するの か、ご教示いただけますでしょうか。</p> <p>また、同号に該当する場合、契約保証金は全額免除にな りますでしょうか。</p>	<p>契約保証金について、前年度と前々年度の2ヶ年に官公 庁実績が2件以上（同種かつ当該契約金額の8割以上） の場合に全額免除となります。なお、該当する場合は契 約締結時に実績となる契約書の写しの提出が必要です。</p>